

[事案 2024-331] リビング・ニーズ特約保険金支払請求

・令和7年10月30日 裁定不調

<事案の概要>

リビング・ニーズ特約保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年10月に契約した組立型保険（リビング・ニーズ特約付加）について、以下の理由により、余命宣告を受けた平成30年当時のリビング・ニーズ特約保険金を支払ってほしい。

- (1)平成30年2月に、医師により余命6か月以内であると判断された。
- (2)請求時点で余命6か月以内でなければならないということは約款に記載がない。
- (3)平成30年当時に、保険会社からリビング・ニーズ特約についての説明がなされなかったため、特約保険金を請求する機会を失った。その後、令和6年5月頃、本特約の存在に気づいたため、リビング・ニーズ特約保険金の支払いを請求した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)リビング・ニーズ特約保険金の支払要件は、保険金の請求時点で、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても、「被保険者の余命が6か月以内と判断される時」であり、今回提出された診断書等からは、請求時点で余命6か月であると判断することはできない。
- (2)被保険者の入院・手術等に関して診断書等が提出された場合に、診断書等の記載のみから、被保険者が余命6か月と診断されているかどうかを判断することは困難であるため、被保険者の余命を確認してリビング・ニーズ特約の案内をするということまでは行っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)令和6年10月付診療証明書の「今後の治療予定」欄には、「平成30年3月…予断を許さない状況となり、それまでの経緯、本人の重篤な病態を総合的に判断し、予測される余命は1週間から最大で6か月程であると家族へ余命宣告するに至った」と記載されている。そして、申立人は、事情聴取において、平成30年2月の時点でステージは4-Bであったが、この段階になって手術をしたのは数名しかおらず、その後生存しているのは申立人しかいない旨を陳述している。以上のことから、申立人は平成30年2月の時点では、「余命6か月」の状態にあった可能性が高く、この時点において、申立人が本特約の存在を認識できていた場合には、リビング・ニーズ特約保険金が支払われていた可能性が高かったものと考えられる。
- (2)本請求に対し、保険会社の令和6年7月上旬付書面では、支払事由に該当しない理由とし

て、先に、平成30年2月の余命判断について、「化学療法による治療を行ったうえでの余命診断ではない旨、診断書に記載」されていること、医師の余命判断理由が「症例が少なく、化学療法の効果に不明なところが多いと考えられたため」とされていることを記載したうえで、診断書の作成された令和6年6月下旬時点では、余命6か月以内であると診断されていないことが記載されている。この保険会社の回答を受けて、申立人から同年8月上旬付診断書が提出されたが、それに対する保険会社の同年8月下旬付書面でも、支払事由に該当しない理由として、同じく「化学療法による治療を行ったうえでの余命診断ではない旨記載」されていること、余命判断が標準治療の経過や結果を受けての判断ではなかったことが記載されている。

- (3)このような保険会社の書面の内容が誤ったものであるとは言えないものの、保険会社の回答で、請求時点で余命6か月と判断されなければ支払事由に該当しないということが明確に伝わらない内容となっていたことは否定できず、その結果として、申立人に対して、診断書を追加で2通取得するという不要な負担を強いることになった。